小田原市報
第5号
発行所 小田原市役所 小田原市幸1の138
編集兼発行人 石井重治
印刷人 石橋貞吉 小田原市幸1の129

綜合監査の結果報告

本年四月、監査制度発足以来、毛利、酒井の両監査委員は、着々市の事務一般について監査を進めて去る七月三十一日、監第一号として先づ「綜合監査の結果報告」を市長及び市議会に報告、且つ市掲示場に掲げて一般に公表した。その全文は次の通りである。

監第一号

綜合監査の結果報告

地方自治法第一九九条第四項により臨時監査をなしたる結果は次のとおりであるので全条第五項によりこれを報告且つ公表する。

昭和二十五年七月三十一日

小田原市監査委員　毛利彌三郎
仝　酒井忠治郎

一、監査の時期　自五月四日至七月二十九日随時

一、監査の種類　この期間に於て所轄行政庁、議会及び市民より監査の要求はなかつた。随つて、この期の監査は、監査委員独自の見解で必要とした臨時的な、又一般綜合的な監査である。

一、監査の結果　次のとおり。

一、総括的な窓白財政概況

この監査の時期は市財政の運用上甚だ苦しい歳入現金不足の状態に置かれていた。前国会に於ける地方税法廃案の結果は市の当初予算に計上せられ当然八月までに徴收し得べき税收入はこれを確保するの途なく、その徴收遅延による歳計現金の一時的減收は三千五百余万円に達したのである。これを補填するがために預金部資金その他より一時借入金及地方財政平衡交付金の概算払をうけることによつて漸くこの窮況を脱せんとしているのであるが、これがため市議会の承認を得たる一時借入金の限度五千万円は既にその四千五百万円を借入済であつて、その利息は毎日一日に付壱万円近くを支払つて市民の負担を加重しつゝある状況である。斯かる歳計現金の不足している時には、各個人の一家の経済と同じく仮令当初予算に議決承認を得たる歳出であつても、その運用実施については、余程その緩急要否を充分に考慮して執行しなければならないのは当然であつて、予算が議決承認済であれば、その範囲内で金を費うことは何等憚るところがないという考え方は公金費消の立場にある公共団体関係者の特に注意せなければならないことである。私共監査委員は、この市財政経理の窮状を見て、一面これらの悪条件を克服して苦心惨澹市政の円滑なる運営に努力せられている市主脳部に敬意を表すると共に一面予算執行の直接関係職員に対し夫々事前にこれらの注意を喚起して置いたのであるが、それでも今迄の監査実績に照らして需用費旅費等に於て不急の支出の間々見受けられるのは遺憾である。殊に議会費に於て議員諸公が卒先垂範せられんことを希望する。本年度四月より六月までの三ヵ月間の支出実績は左のとおりである。（別掲）その内、前記の不急の支出と見られ、厳正なる予算目的に副はないものについては更めて各費目毎の細密再監査の際具体的に注意を促したいと思つている。更に又この経理上の不安は本市財政の実情に見て、この七月を以て期間的に解消するものでないと、いうことである。それは本日の参議院本会議で地方税法案が衆議院の修正とおり可決々定したが、固定資産税において市の当初予算に計上、決定せられた予算額は四三、三一九、五〇〇円（賃貸価格の千倍、税率一、七五）であるが今日の修正案で、その倍率と税率の引下により六、九四六、五〇〇円の減少を余儀なくせられたとえ消却資産についての課税増はあるにしても住民税と共に当初予算の見積りは相当減額せられるのではないかと杞憂しているのである。更にこれらの予算見積減と共に本年度下半期に於ては税徴收の面に仲々困難が伴うことが予見せられるのである。第一は地方税の増徴に伴う市民実際の担税力の低下であり、第二は累積納付の苦痛であるこれがため、心ならずも納税の遅延滞納するものもでて、徴税実績の低下は年度末の歳入欠陥となり、このことは今日から当然勘定に入れて万全の考慮を払う必要があるのである。これは、健全財政の立前よりすれば不急不要の冗費をはぶいて歳出縮減の他はないのであつて、二、三日前に再び来朝せられたシャウプ博士は地方財政の歳出の状況について何等かの勧告を行うやも知れぬという噂はあり、今後一層の歳出の合理化と節約化とは急務である。この点について私共監査委員は職責上の義務を痛感し充分その任務を果す積りであるが市民各位も円滑なる市政運用のため納税義務に充分協力せられんことを希望する。

昭和二十五年度歳出予算額及び支出済額（六月三十日現在）

科目	予算額 円	支出済額 円	予算額に対する支出割合
議会費	六、三〇二、二六七	一、七四二、〇三一・〇〇	二七、六%
市役所費	三九、二五七、〇八七	九、二六一、二七七・五〇	二三、五%
警察消防費	三七、八〇三、三七一	七、四三五、八九九・〇〇	一九、六%
土木費	五〇、九九五、七四〇	六、九九三、三五六・〇〇	一三、七%
教育費	四四、九一七、六一〇	七、〇五五、八五七・五〇	一五、七%
社会及び労働施設費	三三、一七一、五三八	五、四八〇、一九九・〇〇	一六、四%
保健衛生費	一〇、六三九、四二九	一、〇四八、一二三・六九	九、九%
産業経済費	五、七一七、七五三	八三二、七〇四・〇〇	一四、五%
観光費	四、七五三、一五九	二三五、二四九・〇〇	四、九%
財産費	一、二三五、〇〇四	二九、八三八・〇〇	二、四%
統計調査費	八四六、五八〇	一五、六九〇・〇〇	一、八%
選挙費	九三一、二〇四	四四六、六五三・〇〇	四七、九%
公債費	六、九八八、四六八	一、七五七、五六四・五四	二五、一%
諸支出金	二、一三三、三四五	一、六〇〇、六四〇・〇〇	七四、一%
前年度へ繰上金	三三、三二六、一九三	三三、三二六、一九三・〇〇	一〇〇、〇%
予備費	一、一五三、八四四		
合計	二六八、三三〇、八九一	五六、一七三、三三五・一三	二〇、九%

二、一般関係

（イ）職員の執務状況について

本市現在職員の定数（予算定員）吏員四一〇人その他二二七人計六三七人その（実人員）吏員三八五人その他二四三人計六二八人であるが、最近採用のものは別として上級者は何れも関係法規及事務に練達であつて上下とも一般にその執務振りも熱心忠実であることを見受けるが、たゞ中には一部に単に機械的に出勤して従来の慣習の仮に、事務処理の能率化に研究努力の足らない者のあることを認める。更に窓口事務に当るものは最近余程改善せられ、市民の苦情を聞くことの少いのは心強く感じるが一層親切第一に市民の公僕たる観念に徹することが望ましい。午前八時半の出勤時刻に遅参のものが上級者に多少あつたのは遺憾である。かかる常習者は更めて注意する。要するに執務状況は概して良好である。

（ロ）職員の配置について

課によつて常時的に又は一時的に事務の繁閑のあるのは、やむをえないが職員の素質又は技能その他によつてその職の適不適を考慮する必要のあることは当然である、市政事務能率の向上のために人事の交流及び配置転換は望ましいことである。又機構の改革も必要である。

三、出納関係

（イ）出納検査について

月例出納検査は昭和二十四年度（自昭和二十四年四月―至昭和二十五年四月）分は五月に昭和二十四年度五月分は六月に又昭和二十五年度四、五六月分は夫々その翌月に実施した。その收支月計は一般及び特別会計共各種目に亘り事務的に大体合法妥当であつたことを認める。本市の出納責任者は優秀練達であり些少の瑕瑾も忽にしない責任感の強い人であるので充分の信頼をおき得るが、右検査の期間中一部に内容に処理の錯誤及び未整理並に証憑書類の不備を認めたので、その完全を期するよう注意した。以上各月出納に亘り歳入歳出計算簿の残額及び歳入簿の累計額と歳出簿の累計額との差額はいづれも共に現金有価証券在庫高と一致している。又歳入歳出外現金有価証券出納簿保管高とその現金有価証券現在高は一致している。なお市の出納以外の国税徴收整理簿県税金收納集計簿及び県税外諸收入金徴收簿の各保管高は在庫現金と一致している。

（ロ）物品の受払の整理について

物品受払簿の設定及びその整理並びに現品の保管々理の状況は完全なるものとはいえない。注意を要する。

（ハ）財産台帳及備品台帳について

これは市有財産の基本となる重要なる記録資料である。その設定及整理は不完全である。緊急整備を要するものと認める。殊に財産台帳の完全なる整備は特に必要である。たゞ財産台帳整理の責任を持つ経理課が定員不足のためその責任を果し得なかつた実情にあつたのを諒とするも、これは上記職員配置の増減とにらみ合せて臨時的にも考慮すべきものと思う。又備品台帳の整理は夫々現在の責任者に於て整備し得るものと思う。

四、納税及滞納について

本市昭和二十四年度分の納税実績は非常に順調且つ良好である。これは市民各位が市政協力の熱意の現れとして私共は深く感謝に堪えないのである七月二十五日現在納税済額は一〇一、八五九、六九八円（九六%九）滞納三、二二七、〇四六円（三%一）人員一、〇九四人であるが右課税は正しく処理せられ事務的過失は認められない。又その滞納整理の方法はその納税者の実情に応じて緩厳よろしきを得ると共に他の都市に於て間々問題となるが如き関係吏員の不正を誘導し得ないような完全な事務組織で処理せられているので、市民は安心してもよいと思う。税務担当者の熱意と努力を多とするものである。

五、特別会計の監査について

競輪、水道、公益質屋の各特別会計の監査は慎重を期しているので、未だ完全に監査は終了していない。たゞ競輪経理については六月の市議会において監査委員の意見として、地方自治法第二四四条の規定により、市議会の自主的発議及びその決議によつて競輪事業を市の指定事業に指定しその経理を競輪開催毎に收支計算し議会に報告すべきであると主張して置いたのであるが、事業の性質上その複雑なる経理の監査は周到を期しているのでその完了と共に報告するであろう。

以上綜合監査の概要である。

昭和二十五年度追加予算等を可決

七月臨時市議会

昭和二十五年度追加更正予算等二十七件を審議する七月臨時市議会は、七月三十一日午後一時五十分開会し野島議長より会期を一日と定めて次の案件を逐次上程し、慎始慎重に審議を重ね夫々原案の通り可決確定し午後八時閉会した。

提出議案

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市競輪事業費歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市水道事業費歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市公益質屋事業費歳出更正予算
一、起債の変更について（消防庁舎新増築工事費）
一、起債取消について
一、起債について（漁港修築費負担金）
一、起債について（小学校建設事業費）
一、起債について（水道施設拡張工事費）
一、起債について（重要幹線街路整備事業費）
一、工事契約について
一、小田原市職員定数条例の一部を改正する条例
一、小田原市手数料条例の一部を改正する条例
一、海水プール使用条例の一部を改正する条例
一、小田原市議会事務局設置条例
一、予算外義務負担について
一、小田原市給与条例の一部を改正する条例
一、神奈川県自転[illegible]予防条例の施行を延期する条例の一部を改正する条例
一、小田原市消防職[illegible]発、服務、給与に関する条例の一部を改正する条例
一、小田原市図書館設置条例
一、一時借入金について（競輪事業費）
一、一時借入金の変更について（水道事業費）
一、一時借入金の変更について（市費予算内支出充当）
一、小田原市警察、消防職員退隠料等条例
一、小田原市公告式条例の一部を改正する条例
一、小田原こども文化博覧会の入場料及び場内の施設使用料その他に関する条例
一、国有地借受について

市税賦課徴收條例きまる

八月十一日定例会で

改正地方税法に基く小田原市市税賦課徴收条例を審議する八月定例会は八月十一日午後二時二〇分開会、野島議長より会期を一日と定めて条例案を上提、慎始慎重に審議を重ね原案通り可決確定し、午後三時六分閉会した。なお、この市税賦課条例は即日公布施行となつた。

九月 國民の祝日

秋分の日九月二十三日
祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
祝日には国旗を掲げよう。

編集室から

改正地方税法は八月一日から施行となつたのでかねてお約束の改正地方税（特に市税）の説明を市報上においてする予定でありましたが、これについては、改正地方税法に基いて去る八月十一日制定された「小田原市市税賦課徴收条例」の概要説明を市税務課で作製、近日、市報号外で発表する予定であります。

小田原こども文化博覧会近く開催

城址公園で、十月一日から十一月二十日まで

再建平和日本の将来を担う少年少女達に、すばらしい夢と、明るい希望を与えたい高い。知性と美しい情操とそして健康な娯楽を与える斬新な施設を贈りたい。又うしろに国立公園として名高い、箱根連峯を背負い、前に清澄を誇る相模なだの海の宝庫をいだき、酒匂川が貫流する広い沃野に恵まれ、しかも日本で最も気候温暖な本市に、観光客の足を止めたい。これらは、私共の常に考えていた大きな念願であります。そこで市制十周年の大きな事業の一として、市会の全面的な賛同協力の下に神奈川県、同教育委員会、及び本市が主催となつて関係各省や国有鉄道、東京地方営業所の絶大な後援と各種団体の賛助を得、十月一日から十一月二十日まで小田原城址公園で、小田原こども文化博覧会を別記要綱によつて、開催いたすことになりました。その施設の概要を簡単に述べますと、

1文化館に、人間の発生発達、産業工業芸術の発達等人類文化の進歩発達に関するものを収め、

2観光館に、観光国策の線に添い、特に湘南伊豆方面の観光についての紹介資料を展示し、

3産業館に、商工・水産農林等について、お子さん達が興味を持つようなものを収め、なお神奈川県産業館を特設して、広く一般県内生産品を紹介します。

4アメリカ学童館に、アメリカの教育の実際を知る資料や児童の作品やアメリカの観光に関したものを納める予定となつて居ります。

5お子さん達のたのしい遊園地としての「子供の国」には、飛行塔、メリーゴラウンド、流線型汽車などを備えて有料使用させます。

6又野外劇場では、毎日たのしい催物を計画致し、その他子供世界たんけん、砂あそび、すべり台等を設けます。

以上のうち、アメリカ学童館、野外劇場、「子供の国」は、会期後も残す予定になつて居ります。

これを要するに史蹟として名高い小田原城ではありますが、いまのままの姿で、草芒の生えるにまかせるより、新らしいいぶきを吹き込んで人を寄せ、昔をしのぶよすがとも致し、さらにお子さん本意の恒久的な施設を残そうとするものであります。

この博覧会は、関東地方としては、最初の催しであり、宣伝にも万全を期して居りますので、観光に、行楽に、修学旅行に、遠足に多数の来場者が予想されますから、市民の方々も是非この催しには賛同の上、全幅の御協力をお願い致します。

小田原こども文化博覧会開催要綱

一、主催　神奈川県、神奈川県教育委員会、小田原市

二、名称　小田原こども文化博覧会

三、会期　昭和二十五年十月一日から十一月二十日まで

四、会場　小田原城址公園

五、後援　文部省、厚生省、郵政省、運輸省、国有鉄道、東京地方営業事務所

六、協賛　小田原商工会議所

七、賛助　日本交通公社、日本放送協会、日本赤十字社神奈川県支部、各新聞社、箱根登山鉄道株式会社、小田原急行鉄道株式会社、駿豆鉄道株式会社、神奈川中央自動車株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、小田原観光協会、大箱根観光協会

八、目的　市制十周年を記念し次の時代を担う子供の福祉を増進しその文化的素養を涵養すると共に観光小田原を全国に紹介する

九、施設概要　1文化館　2産業館　3観光館　4アメリカ学童館　5野外劇場　6子供世界探険場　7子供の国（飛行塔、メリーゴーラウンド、子供の汽車、大山すべり等）8その他

十、催物概要　1童話と舞踊の発表会　2ボーイスカウトの日　3子供科学実演会　4子供のど自慢大会　5おとぎ話大会　6映画会　7模型飛行機大会　8児童音楽大会　9こども保健の日　10その他連日開催

十一、入場料

一、普通入場券　大人、小人（六才以上）共一人につき五十円

二、団体割引券

1　五十人以上　五分引

2　百人以上　一割引

3　二百人以上　二割引

4　三百人以上　二割五分引

三、前売券

普通入場券　五分引

団体割引券　五分引

【凸版はこども文化博覧会鳥瞰図】

第九回神奈川縣復興宝くじ

消化に御協力下さい

今度神奈川県では、県下の危険橋梁改築費及び市町村施設助成費に充当するため、来る八月二十日から九月十三日まで第九回神奈川県復興宝くじを全県下に発売致します、発売総額は壱千五百万円、券面壱枚式拾円のもの一組十五万枚を五組とし、計七十五万枚を売り出します。当市の発売目標は二万八千五百枚で、前回同様、市内の主なる煙草店及び外勤嘱託員の方々を通じて発売致しますから宜しく御協力下さるようお願い致します。

又今回は前回とちがい神奈川県下を五つのブロックに分けて抽せん致します、当市の場合は、小田原市、足柄下郡、足柄上郡、愛甲郡、津久井郡が一つのブロックです。なお抽せんは九月十八日で県下全般五ブロックの抽せんを小田原市で行う予定であります。賞金及び賞品は一等拾万円（五本）以下、十二等の洗剤（七万五千本）までで当せん率は全体で四割八分となつております（庶務課）

流行の日本脳炎

小田原にも二名発生、一名死亡

大体十一年を周期として酷暑の年に大流行するという日本脳炎は、昭和二十三年夏全国的流行を見続いて昭和二十四年夏にも若干流行した。本市の昭和二十年発生は十九名、昭和二十四年に五名となつているが、今年もまた流行の兆がある即ち県下では十六名（八月十一日現在）本市でも二名発生、既に一名死亡している。この病は、高熱を発し、種々の精神症状を呈し、小児では疫痢様症状を呈する疾病である人によつては軽い風邪の程度で本病を経過し殆ど知らないうちに免疫となつている人もある。本病の病原体は濾過性病原体で媒介蚊は「あかいえ蚊」「こがたあかいえ蚊」である。その伝播は鳥獣類に保有された病毒が、それを刺した蚊の体内で増殖して、人に伝染するのである。（普通馬の脳炎発生後二週間後れて人にあらわれると云う）本病の死亡率は四十％から七五％と言われ、大人は大体免疫となつているが、子供は割合に少い故に罹患者が多い。以上により感染源は蚊であるのでボーフラ退治をして蚊の発生防止に全力を注がねばならない。そして蚊が恐るべき伝染病の媒介者であるかを日本脳炎の流行期によく考へて市民こぞつて蚊の撲滅に御協力下さい。

立入検査について

消防署からお願い

火災予防の万全を期するために、消防法に基いて目下、消防署員が市内の各家庭を訪問（立入り）して、火気取扱個所の適否、防火対象物の位置、構造、管理の状況等を検査し、その他火災予防上必要な事柄を色々お尋ねし、また予防上不適当と認められる箇所は御注意申上げております。この立入検査は防火対策の重要な資料ともなるのでありますから消防署員がお伺いした際は宜しく御協力をお願いします。なおこの場合消防署員は市長発行の「立入検査証」を示すことになつております。

印鑑証明について

最近印鑑証明の請求が多くなつていますが印鑑の届出及び証明については市規則によつて大略左の通り実施しております。

○印鑑の届出＝市内に現住し本籍若しくは寄留の届出のある方で、印鑑の届出には必らず本人の出頭を必要とします。

○印鑑の証明＝証明は原則として本人の出頭を必要とします。やむを得ない事由のあるときは委任状持参の代理人でも発行致します。代理人は成年者であつて市内に現住し本籍若しくは寄留の届出のある方に限ります。

○その他＝改印、住所変更等の手続をする場合は本人による届出を要します。寄留の届出がなく新たに寄留届をする場合には本籍地の謄本若しくは抄本を見せて戴くことが必要です（戸籍課）

社会教育委員きまる

社会教育法及び社会教育法施行条例に基いて、去る七月十五日、新たに市は左の十五氏を社会教育委員に依嘱した。

小野春松　新美坦　石川勝蔵　永井福治　田島政次　勝田康養　押田仙吉　須藤善寿　栗原忠夫　千葉菊子　石井富之助　村山孝夫　宮沢九万象　山崎益哉　末次富士子

各戸に洩れなく表札を

戦後、町内会隣組の組織制度を解消したので、市が市民の皆さんに告知したいことは、全て掲示板を利用しているが、今や地方自治体が強化拡充されてきたので、市役所事務は市民との直接の連繫に於て処理することが多くなつた。吏員が皆さんのお家を訪問したり、文書を配布したりすることも、今後益々多くなると思うので、表札を掲げておいてもらわないと、届くべき文書が届かなかつたり、間違つて他人宛の文書を放り込まれたり、住所不明の烙印を捺されたりする場合があるので、どうか洩れなく表札を揭げて下さい。（庶務課）

夏期健康学園終了

七月二十五日より三週間にわたつた仙石原冠峰楼内の小田原市夏季健康学園は八月十四日所期の成果を収め終了した参加児童四十名は一人の落伍者もなく笑顔で、お迎えの父兄に附添われひぐらしの声涼しい高原をあとにそれ〳〵なつかしの我が家に帰つた。

常任委員会の動き

○総務委員会

七月十一日午後三時十分より山橋委員長以下九委員出席の下に、次の案件について審査し、午後六時五分閉会した。

一、自転車盗難予防条例の一部を改正する条例案

一、小田原市給与条例の一部を改正する条例案

七月二十六日午後一時四十五分より山橋委員長以下十一委員出席の下に次の案件について審査、翌二十七日午前零時五分閉会した。

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算案外二十五件

八月三日午後二時四十五分より山橋委員長以下十委員出席の下に次の案件について審査し、午後九時二十分閉会した。

一、小田原市税賦課徴収条例案について

一、住吉橋架替について

八月八日午後三時二十八分より山橋委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査し午後六時四分閉会した。

一、小田原市税賦課徴収条例案

○教育委員会

七月二十七日午後二時七分より田島委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査し、午後六時十分閉会した。

一、小学校新増築計画案について

○経済委員会

七月十七日午後五時二十八分より秋山委員長以下七委員出席の下に次の案件について審査し、午後六時三十五分閉会した。

一、夏祭の諸行事について

七月二十九日午前十時三十分より秋山委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査し、午後零時十分閉会した。

一、住吉橋補強について

一、観光案内板の設置について

○厚生委員会

七月十一日午前九時五十二分より曾我委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査し、午前十時三十四分閉会した。

一、庶民住宅敷地について

七月二十九日午後二時十分より曾我委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査し、午後四時三分閉会した。

一、浮浪者収容所の移転について

八月二日午前十時十分より曾我委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査し、午後零時二十分閉会した。

一、浮浪者収容所の位置決定について

一、夏期健康学園の児童慰問について

○建設委員會

七月十七日午前九時五十分より石崎委員長以下十委員出席の下に次の案件について審査し、午前十一時五十分閉会した。

一、昭和二十五年度上水道事業外四件

七月二十八日午前十時十三分より石崎委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査し、午後零時二十分閉会した。

一、綜合グランド建設外三件について

八月四日午後一時四十九分より石崎委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査し午後三時五十分閉会した。

一、伏流水、取水井敷地買収について

一、昭和二十五年度水道払張事業の工事施行方法について

「市民の声」を募る

市行政に関する建設的な皆さんの声を歓迎します投稿は五百字以内、内容は具体的に、住所氏名明記のこと、但し紙上匿名自由、宛先は市役所内小田原市広報委員会宛に願います。

おことわり

紙面の都合により「広報委員会版」の記事は休載致します。